明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

4 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において、当該利得に対して課される通常の租税に加えて、当該他方の締約国の法令に従って付加的な租税を課することができる。ただし、その付加的な租税の額は、当該通常の租税を控除した後に算定される利得の額の十パーセントを超えないものとする。

(b) 条約第二十四条のいかなる規定も、いずれかの締約国が(a)に規定する付加的な租税を課することを妨げるものと解してはならない。

5 条約第十条から第十二条までの規定に関し、ペルーが、日本国以外の国又は地域との間の協定であって、条約第十条2、第十一条2若しくは第十二条2に定める所得に対するペルーにおける課税をこれらの規定にそれぞれ規定する税率よりも低い税率に制限し、又はこれらの所得についてペルーにおける租税を免除する規定を含むものを締結する場合には、両締約国は、日本国の要請に基づき、その低い税率又は租税の免除を条約に規定することを目的として交渉を開始する。ペルーの権限のある当局は、この場合に該当することとなった後直ちに、日本国の権限のある当局に対してその旨を通知する。

6 条約のいかなる規定も、租税回避又は脱税を防止するための一方の締約国の法令の規定（条約の目的に適合するものに限る。）の適用をいかなる態様においても制限するものと解してはならないことが了解される。

7 条約のいかなる規定も、ペルーの政令第六百六十二号、第七百五十七号及び第百九号並びに法律第二万六千二百二十一号、第二万七千三百四十二号、第二万七千三百四十三号及び第二万七千九百九号の規定（条約の署名の日に施行されているもの及びその原則又は租税の安定性に関する契約を締結することの任意的性質を変更することなく随時行われる改正の後のものを含む。）の適用を妨げるものではない。これらの規定に基づいて租税の安定性を与える契約の当事者である者は、条約に規定する税率にかかわらず、当該契約の期間当該契約によって安定した税率の適用を受ける。

8 サービスの貿易に関する一般協定第二十二条3の規定の適用上、同条3の規定にかかわらず、いずれかの措置が条約の適用の対象となるか否かについての両締約国間の紛争は、両締約国の同意がある場合に限り、同条3の規定に従ってサービスの貿易に関する理事会に付託される。この8の規定の解釈に関する疑義は、条約第二十五条3の規定に従って解決するものとし、同条3に規定する合意に達しない場合には、両締約国が合意する他の手続に基づいて解決する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十九年十一月十八日にリマで、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
　土屋定之
ペルー共和国のために
　グスタボ・メサ＝クアドラ

総務大臣　高市　早苗
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

（右条約の英文）

CONVENTION BETWEEN
JAPAN AND THE REPUBLIC OF PERU
FOR THE ELIMINATION OF DOUBLE TAXATION
WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME
AND THE PREVENTION OF TAX EVASION AND AVOIDANCE

Japan and the Republic of Peru,

Desiring to further develop their economic relationship and to enhance their co-operation in tax matters,

Intending to conclude a Convention for the elimination of double taxation with respect to taxes on income without creating opportunities for non-taxation or reduced taxation through tax evasion or avoidance (including through treaty-shopping arrangements aimed at obtaining reliefs provided in this Convention for the indirect benefit of residents of third States),

Have agreed as follows:

ARTICLE 1
PERSONS COVERED

1. This Convention shall apply to persons who are residents of one or both of the Contracting States.

2. For the purposes of this Convention, income derived by or through an entity or arrangement that is treated as wholly or partly fiscally transparent under the tax law of either Contracting State shall be considered to be income of a resident of a Contracting State but only to the extent that:

(a) the income is treated, for purposes of taxation by that Contracting State, as the income of a resident of that Contracting State; and

(b) the entity or arrangement is established under the law of:

(i) either Contracting State; or

(ii) a third jurisdiction that: